



この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。そのうち1か所しか提出することができません。

Header form containing personal information: 四谷 税務署長, 慶應義塾大学 医学部, 新宿区信濃町35, 研究員(非常勤), 現住所, 扶養家族の状況に変更がある場合は、下枠内に追加・修正の上、「家族(被扶養者)異動届」もあわせてご提出ください。

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

Table with 10 columns: 区分, 氏名, あなたの職種, 生年月日, 特定扶養親族, 老人控除対象配偶者, 職, 住所又はは居所, 収入の有無, 年間所得の見積額, 異動月日及び事由

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生の事実 (該当する欄等にチェックまたは○を付けてください。)

Checkboxes for disability status: 1 障害者, 2 寡婦, 3 特別の寡婦, 4 寡夫, 5 勤労学生

左記の内容 (この欄の記載に当たっては、裏面をお読みください。)

Table for detailed information: 氏名, 生年月日, 職業, 住所又はは居所, 異動月日及び事由, 控除を受ける他の所得者

現住所・住民票上住所ともに、必ず確認・修正してください。

現住所に変更がある場合は、「住所変更届」もあわせてご提出ください。

主たる給与から控除を受ける

- この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は平成20年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」の欄に老人と記入してください。
扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」欄にチェックまたは○を付けてください。
この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成21年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に修正してください。
- (3) 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で退職した人で前職のある人は、変更前の主たる給与を支払った源泉徴収票から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。

2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

① 控除対象配偶者	所得者（この申告書を提出する人）をいい、(1)と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、平成21年中の所得の見積額が38万円以下の人
② 扶養親族	①の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和15年1月1日以前に生まれた人）
③ 扶養親族	所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による親子又は老人福祉法の規定による養親老人で、平成21年中の所得の見積額が38万円以下の人
④ 特定扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人（昭和62年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人）
⑤ 老人扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和15年1月1日以前に生まれた人）
⑥ 同居者等	⑤の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
⑦ 障害者（特別障害者）	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を辨識する能力を欠く常況にある人……すべて特別障害者になります。 ロ 精神障害者認定法などから知的障害者と判定された人……このうち、重症の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 飛脚者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が愚痴別級第1号及び2の特別呼称から第三項までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……すべて特別障害者になります。 ト 常に医療を要し、複雑な介護を要する人……すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢55歳以上の人（昭和20年1月1日以前に生まれた人）で、町村長や福祉事務所所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同等度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑧ 同居特別障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にする他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

源泉徴収票の提出書類  
源泉徴収票の提出書類

⑨ 所得者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされたり、平成21年中の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。）のある人 ロ 扶養親族とされ、婚姻していない人、 ハ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ニ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ホ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成21年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下）の人 イ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ロ 夫と死別した後、婚姻していない人	⑨の家族のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人
⑩ 夫 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子がおり、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人 イ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ロ 妻と死別した後、婚姻していない人	所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子がおり、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人 イ 大卒、高等専修校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 ロ 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、支那科や大卒又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ハ 自身の働いた上で得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ニ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下（給与所得以外の所得が10万円以下であること。が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。
⑪ 勤労学生 所得者本人で、次のすべてに該当する人 イ 大卒、高等専修校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 ロ 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、支那科や大卒又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ハ 自身の働いた上で得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ニ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下（給与所得以外の所得が10万円以下であること。が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。	所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子がおり、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人 イ 大卒、高等専修校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 ロ 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、支那科や大卒又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ハ 自身の働いた上で得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ニ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下（給与所得以外の所得が10万円以下であること。が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

3 記載についてのご注意

- (1) 「平成21年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（収入金額が161万円以下未満の場合には65万円（収入金額を限度とします。）、）を差し引いた金額が給与の金額となります。なお、非課税とされる退職年金などの所得、退職分譲課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当金などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。  
イ 障害者（特別障害者）……障害の程度又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級など）。また、控除対象配偶者や扶養親族が障害者（特別障害者）のときは、非課税の人の氏名（特別障害者に該当する人のときは同居の有無）  
ロ 配偶者又は扶養親族……死別、離婚、養子の別とその年月日、夫又は妻のいずれかが生死不明となった事由、生計を一にする子の氏名及びその子の平成21年中の所得の見積額、2の「⑨イ」のロに掲げる事項、「⑩」の特別呼称又は「⑪」の特別呼称に該当する人については、これらのほか平成21年中の所得の見積額  
ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
ニ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
ホ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
ト 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
チ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
テ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
ト 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
チ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額  
テ 本人の同一生計内所得者……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の金額とその見積額

△参考▽ 税務移譲の実施に伴う特例措置（地方税関係）  
個人の退任者長寿及び市町村民税の住宅借入金等特別控除額を控除しきれないこととなった者については、お住まいの市区町村への申告  
対象：平成17年1月1日から平成18年12月31日までに入居した者

税務移譲の実施に伴い、所得税の額から住宅借入金等特別控除額を控除しきれないこととなった者については、お住まいの市区町村への申告により、翌年度分の住民税から控除できる場合があります。詳しくは、お住りの市区町村にお尋ねください。